



## 山形市乳児等通園支援事業

# こども誰でも通園制度のご案内

山形市では令和7年4月から山形市乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」を実施します。保護者の方の就労要件を問わず、保育所、認定こども園、幼稚園などに通っていないお子さまが、どなたでも気軽に利用することができます。

### 対象者

- 山形市在住で、現在保育所等に通っていない、0歳6か月～3歳未満のお子さま  
※施設によって受け入れできる年齢が異なります。詳細は施設一覧をご覧ください。

### 実施施設

- 別紙「こども誰でも通園制度 実施施設一覧」をご覧ください。

### 預かり期間

- 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

### 利用料

- お子さま1人1時間あたり300円（減免制度あり）  
※給食等の提供がある場合、利用料のほかに実費負担が必要です。

区分	利用料金
①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯	60円
③市民税所得割合算額7万7,101円未満の世帯	90円
④上記以外の世帯	300円

### 利用時間

- お子さま1人につき、月10時間まで利用できます。  
※1回あたり最低1時間から、30分単位で利用できます。



## 利用方法

- ・事前に利用登録が必要です。山形市保育育成課へ利用登録申込書を提出してください。（利用料金等を決定します。）
- ・利用登録決定通知書をご自宅に郵送するとともに、総合支援システム（以下「システム」という。）のアカウントを発行します。
- ・システムへこどもの情報を登録してください。
- ・システムで利用希望施設を探し初回面談を予約し、施設と日程調整のうえ初回面談を実施してください。※初めて利用するにあたって面談が必要です。
- ・システムで利用希望施設を予約してください。

定期利用の場合：利用希望月1日の30日前より1か月分の予約が可能です。

（例）11月分は10月2日から予約が可能

柔軟利用の場合：利用希望日の30日前より予約が可能です。

（例）11月1日分は10月2日から予約が可能

※システムはスマートフォンなどのインターネット環境で接続ができます。

※システムの利用ができない場合、これまで同様に電話での予約も可能です。

### Step1

山形市保育育成課へ利用登録申込書を提出。

### Step2

希望する利用施設へシステムで予約。（初めての利用の前に面談が必要です。）

### Step3

利用する時に、施設に利用料を支払う。

## 利用にあたっての注意事項

- ・月10時間を超えての利用はできません。
- ・利用途中で満3歳になった場合や市外に転出された場合は、ご利用いただけなくなります。
- ・利用日の変更やキャンセルの場合は、できるだけ早めに手続きをお願いします。
- ・無断キャンセルは施設や他の利用者のご迷惑となるため、お控えください。無断キャンセルや利用料金の未納が続く場合、施設の判断により利用をお断りすることがあります。
- ・お迎えが予定時刻より早まった場合でも、利用終了予定時刻までの料金が発生します。
- ・お迎えが予定時刻より遅れた場合は、実際のお迎えの時間までの料金が必要となります。

### 【お問い合わせ】

《保育内容や空き状況に関すること》

直接、利用希望の実施施設へ

《制度に関すること》

山形市保育育成課

Tel：023-641-1212

（内線 572・573）

こども  
まんなか

山形市は令和5年11月7日に  
山形市こどもまんなか応援  
サポーター宣言をしました

